

建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト

建築物特定施設等の欄の「第 条」はバリアフリー法省令の該当条文
一般基準

建築物特定施設等	チェック項目
出入口 (第2条)	出入口 (昇降機・便所・浴室等の出入口、基準適合出入口に併設された出入口を除く。)
	(1) 幅は90cm以上であるか
	(2) 戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか
	一以上の建物出入口
	(1) 幅は120cm以上であるか
	(2) 戸は自動に開閉し、前後に水平部分を設けているか
廊下等 (第3条)	幅は180cm以上(区間50m以内ごとに車いすがすれ違い可能な場所がある場合、140cm以上)であるか
	表面は滑りにくい仕上げであるか
	点状ブロック等の敷設 (階段又は傾斜路の上端に近接する部分) 1
	戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか
	側面に外開きの戸がある場合はアルコーブとしているか
	突出物を設ける場合は視覚障害者の通行の安全上支障とならないよう措置されているか
	休憩設備を適切な位置に設けているか
上記、 は車いす使用者の利用上支障がない部分(2)は適用除外	
階段 (第4条)	幅は140cm以上であるか(手すりの幅は10cmまで不算入)
	けあげは16cm以下であるか
	踏面は30cm以上であるか
	両側に手すりを設けているか(踊場を除く)
	表面は滑りにくい仕上げであるか
	段は識別しやすいものか
	段はつまずきにくいものか
	点状ブロック等の敷設(段部分の上端に近接する踊場の部分) 3
主な階段を回り階段としていないか	
傾斜路又はエレベーターその他の昇降機 の設置 (第5条)	階段以外に傾斜路・エレベーターその他の昇降機(2以上の階にわたるときは第7条のエレベーターに限る)を設けているか
	上記 は車いす使用者の利用上支障がない場合(4)は適用除外
傾斜路 (第6条)	幅は150cm以上(階段に併設する場合は120cm以上)であるか
	勾配は1/12以下であるか
	高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか
	両側に手すりを設けているか(勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜部分は免除)
	表面は滑りにくい仕上げであるか
	前後の廊下等と識別しやすいものか
	点状ブロック等の敷設(傾斜部分の上端に近接する踊場の部分) 5
	上記 から は車いす使用者の利用上支障がない部分(6)は適用除外

1 告示で定める以下の場合を除く(告示第1489号)

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・自動車車庫に設ける場合

2 車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる廊下等の部分

3 告示で定める以下の場合を除く(告示第 1489 号)

- ・勾配が $1/20$ 以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ 16cm 以下で勾配 $1/12$ 以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・自動車車庫に設ける場合
- ・段部分と連続して手すりを設ける場合

4 車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場等のみに通ずる階段である場合

5 告示で定める以下の場合を除く(告示第 1489 号)

- ・勾配が $1/20$ 以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ 16cm 以下で勾配 $1/12$ 以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・自動車車庫に設ける場合
- ・傾斜部分と連続して手すりを設ける場合

6 車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる傾斜路の部分

一般基準

建築物特定施設等	チェック項目	
エレベーター (第7条)	必要階(多数の者が利用する居室又は車いす使用者用便所・駐車施設・客室・浴室等のある階、地上階)に停止するエレベーターが1以上あるか	
	多数の者が利用するすべてのエレベーター・乗降ロビー	
	(1) かが及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	
	(2) かがの奥行きは135cm以上であるか	
	(3) 乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか	
	(4) かが内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	
	(5) 乗降ロビーに到着するかがの昇降方向を表示する装置を設けているか	
	多数の者が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	
	(1) のすべてを満たしているか	
	(2) かがの幅は140cm以上であるか	
	(3) かがは車いすが転回できる形状か	
	(4) かが内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか	
	不特定多数の者が利用するすべてのエレベーター・乗降ロビー	
	(1) かが及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	
	(2) かがの奥行きは135cm以上であるか	
	(3) かが内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	
	(4) かがの幅は140cm以上であるか	
	(5) かがは車いすが転回できる形状か	
	不特定多数の者が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	
	(1) (2)、(4)、(5)及び (3)、(4)を満たしているか	
	(2) かがの幅は160cm以上であるか	
	(3) かが及び昇降路の出入口の幅は90cm以上であるか	
	(4) 乗降ロビーは水平で、180cm角以上であるか	
	(5) かが内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか	
不特定多数の者又は主として視覚障害者が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー 1		
(1) のすべて又は のすべてを満たしているか		
(2) かが内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか		
(3) かが内及び乗降ロビーに視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか		
(4) かが内又は乗降ロビーに到着するかがの昇降方向を知らせる音声装置を設けているか		
特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機 (第8条)	エレベーターの場合	
	(1) 段差解消機(平成12年建設省告示第1413号第1第七号のもの)であるか	
	(2) かがの幅は70cm以上であるか	
	(3) かがの奥行きは120cm以上であるか	
	(4) かがの床面積は十分であるか(車いす使用者がかが内で方向を変更する必要がある場合)	
	エスカレーターの場合	
(1) 車いす使用者用エスカレーター(平成12年建設省告示第1413号第1ただし書のもの)であるか		

1 告示で定める以下の場合を除く(告示第1486号)
・自動車車庫に設ける場合

一般基準

建築物特定施設等	チェック項目
便所 (第9条)	車いす使用者用便房及び高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の水洗器具(オストメイト対応)の便房を設けているか(各階原則2%以上)
	(1) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか
	(2) 車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか
	(3) 出入口(当該便房を設ける便所も同様)
	・幅は80cm以上であるか
	・戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか
	(4) 車いす使用者用便房がない便所には腰掛便座、手すりが設けられた便房があるか(当該便所の近くに車いす使用者用便房のある便所を設ける場合を除く) 床置き式の小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を設けているか(各階1以上)
ホテル又は旅館の 客室 (第10条)	客室の総数200以下の場合、1/50を乗じた数以上で、200を超える場合は1/100の数に2を加えた数以上の客室を設けているか
	(1) 出入口
	・幅は80cm以上であるか
	・戸を設ける場合、車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか
	(2) 便所(当該客室がある階に不特定多数が利用する便所が1以上設けられている場合を除く)
	・便所内に車いす用者用便房があるか
	・車いす用便房及び出入り口は、幅80cm以上であるか
	(3) 浴室(共用の浴室を設けている場合を除く)
	・浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか
	・車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか
	・出入口の幅は80cm以上であるか
・戸を設ける場合、車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
敷地内の通路 (第11条)	幅は180cm以上であるか
	表面は滑りにくい仕上げであるか
	戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか
	段がある部分
	(1) 幅は140cm以上であるか(手すりの幅は10cm以内までは不算入)
	(2) けあげは16cm以下であるか
	(3) 踏面は30cm以上であるか
	(4) 両側に手すりを設けているか
	(5) 踏面の端部とその周辺との部分が識別しやすいものか
	(6) つまづきにくいものか
	段以外に傾斜路又はエレベーターを設けているか
	傾斜路
	(1) 幅は150cm以上(段に併設する場合は120cm以上)であるか
	(2) 勾配は1/15以下であるか
	(3) 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか(勾配1/20以下の場合は免除)
(4) 両側に手すりを設けているか(勾配1/12以下で高さ16cm以下又は1/20以下の傾斜部分は免除)	
(5) 前後の通路と識別しやすいものか	

敷地内の通路 (第 11 条)	上記 、 、 、 (1)から(3)は地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る	
	上記 、 、 、 (1)から(3)は車いす使用者の利用上支障がない部分(1)は適用除外	
駐車場 (第 12 条)	車いす使用者用駐車施設を設けているか (原則 2%以上)	
	(1) 幅は 350cm 以上であるか	
	(2) 利用居室等までの経路が短い位置に設けられているか	

1 車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、段等のみに通ずる敷地内の通路の部分

建築物特定施設等	チェック項目	
浴室等 (第 13 条)	車いす使用者用浴室等を設けているか (1以上)	
	(1) 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
	(2) 車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	(3) 出入口	
	・幅は 80cm 以上であるか	
	・戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
標識 (第 14 条)	エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることの表示が見やすい位置に設けているか	
	標識は、内容が容易に識別できるものか(日本工業規格 Z 8 2 1 0 に適合しているか)	
案内設備 (第 15 条)	エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板があるか(配置を容易に視認できる場合は除く)	
	エレベーターその他の昇降機、便所の配置を点字その他の方法により視覚障害者に示す設備を設けているか	
	案内所を設けているか(、 を適用しないことの代替措置)	

視覚障害者移動等円滑化経路 (道等から案内設備までの主な経路に係る基準) 1

建築物特定施設等	チェック項目	
案内設備までの 経路 (第 16 条)	線状ブロック等・点状ブロック等が敷設されているか	
	車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか	
	段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか 2	

1 告示で定める以下の場合を除く(告示第 1489 号)

- ・自動車車庫に設ける場合
- ・受付等から建物出入口を容易に視認でき、道等から当該出入口まで視覚障害者を円滑に誘導する場合

2 告示で定める以下の部分を除く(告示第 1489 号)

- ・勾配が 1 / 20 以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ 16cm 以下で勾配 1 / 12 以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等